

GL 運用面見直し WG

①代替案検討の目的と要件

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
1.	P5	「費用便益：便益について」 事業セクター毎（道路、鉄道など）に便益の項目 ¹ は決まっていますか？ 日本の道路事業の場合、走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益の3つの項目により算定されています。（質）	小椋 委員	セクター毎の標準的な便益項目は内部マニュアルとして整備しております。
2.	P5 P9	「費用便益：割引率について」 費用便益分析の現在価値の算定において採用される割引率の設定根拠如何？（例えば、援助対象国の国債利回り？）（質）	小椋 委員	割引率は個別案件毎に判断しています。
3.	P5	「費用便益：ハードルレートについて」 費用便益分析の算定において、算定された経済的内部利益率(EIRR)に対する閾値（しきいち）であるハードルレートの設定根拠如何？（質）	小椋 委員	一律のハードルレートの設定はしておらず、IRR は事業判断に用いる参考値の一つとして扱っています。
4.	P6 P9 P12	「住民移転の定量化について」 概略設計段階で移転対象住民の世帯数を正確に把握することは困難ではないでしょうか？（質）	小椋 委員	ご指摘の通り、精緻な数を特定することは困難であると思われますが、ある程度の規模（数十、数百、等）を推定し、代替案毎に比較することは可能と考えます。
5.	P6 P9 P12	「住民移転の対象世帯数を考慮した工法の選択について」 概略設計段階と詳細設計段階において、住民移転の規模を考慮した工法選択があっても良いのではないのでしょうか？ 例えば、メトロ事業において、概略設計段階で高架構造であったものが、移転対象世帯が多いため、詳細設計段階でトンネル構造に変更し、同移転対象住民はトンネル線形上部に留まるといった社会配慮面の検討も必要ではないでしょう	小椋 委員	概略設計（協力準備調査）段階で決定した工法等が詳細計画（案件実施）段階において重大な変更が発生する場合は、個別に内容を精査し、助言委員会に報告しております。

¹（参考）「費用便益分析マニュアル」国土交通省 https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-hyouka/ben-eki_2.pdf

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		か？ 上述の場合、トンネル構造の費用は高架構造よりも一般的に事業費が嵩むため、費用便益分析も変わってくるものと考えます。 こうした場合の対応如何？（質）		
6.	P6 P9 P12	「移転対象住民の生計回復策と移転対象住民の世帯数の関係について」 単に移転対象世帯が多い事業が少ない事業よりも劣後するという定量評価だけではなく、生計回復策の一環で移転先地の整備も考慮した代替案を検討することが重要なのではないのでしょうか？ 例えば、ダム事業では、一つの村の大凡全世帯が水没することもあります。こうした場合、生計回復策として移転先地が整備されることが通例です。 また、メトロなどの鉄道事業の場合、駅周辺の再開発事業に移転先地の住居（アフォーダブル・ハウジング）を整備する事業と組み合わせることで、生計回復を支援することも考えられます。 単に移転対象住民の世帯数の多寡を代替案の採用基準にするのではなく、生計回復策も考慮し、代替案を選択すべきと考えます。（質・コ）	小椋 委員	移転先地の整備は実施機関だけで決定できるものではなく、代替案検討段階で具体的な生計回復策が確定していないため、代替案検討の評価項目に入れることは難しいと考えます。
7.	P8	ここで述べられている環境社会配慮助言委員会の役割に関する記述は重要と思われます。助言委員会は、提示された代替案の選択をオーソライズする役割ではなく、環境、社会影響の観点から適切に代替案が評価されているかという点を見るということである。この際、環境、社会配慮の観点から容認可能な評価項目が選定されているか、評価軸が適切か、評価の重みづけが適切か、用いられた指標（定量的及び定性的）	林 委員	ご意見参考にいたします。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		が適切か、よりよくなるようにどのように改良すればよいかなどを助言することである。（コ）		
8.	P6	代替案評価における定量的データの活用と定性的データの活用について、評価項目を適切に表現できる定量的データは積極的に活用する必要がある。なお、総合的に判断する必要がある場合やデータの欠落が考えられる場合などもあり定性的データの活用も可能である。なお、定性的データを活用する場合には、主観的な判断と見なされないような工夫が必要である。定性的データによる評価の場合は、判断の根拠の説明があるとよい。（コ）	林 委員	ご意見参考にいたします。
9.	P7	スコーピング段階では複数案を保持したまま現地調査に臨み、必要な情報を収集した後に推奨案を決定する方が、調査の効率化やコストの適正化につながる可能性があるというコメントは、可能な範囲で取り組めるとよい案であると思われる。当然予算や期間などの制約を考慮して可能であればということになるであろう。（コ）	林 委員	予算やスケジュールの制約から、複数案を保持したまま調査に入ることは難しく、実施する場合も、リソースの分散により各案の調査深度や質の低下、複数案を実現可能な案として示し続けることによりステークホルダーに誤った期待を与えうる等の影響も想定しえます。調査においては、スコーピングにて選定された推奨案を対象に十分な調査を確保し環境社会配慮影響の最小化を模索しつつ、推奨案について重大な環境社会影響が新たに確認された場合やスコーピング段階から環境社会影響に大きな変化・相違がある場合は、必要に応じて追加の調査や助言委員会に報告をさせていただければと存じます。
10.	P10	見直し論点の A)について、このような前提条件はよくあることかと思われる。代替案評価の中では、評価自体は客観的に行いつつ、相手国政府の要望があるという事実を提示した上で、相手国政府の要望を踏まえた案について、環境社会配慮の観点からよりよいプロジェクトになるように助言を行うという判断になるのではないかと。結果に合わせるために恣意的に代替案評価をやっているように見えることの方が、リスクが大きいと考えられる。（コ）	林 委員	ご指摘のとおり、代替案評価は相手国政府の要望とは切り分け、客観的かつ透明に行うことが重要と考えます。相手国政府の意向を直接評価項目や指標に反映することは適切ではありませんが、その背景を把握・整理し、上位計画との整合性、経済性、裨益効果等の客観的な評価項目や重みづけに反映することは可能と考えます。その際には、評価基準や重みづけの根拠を明確にし、公正性・客観性を確保しております。ただし、相手国政府の意向が変更困難な場合には、その妥当性を確認した上で前提条件として整理し、代替案検討をゼロオプションとの比較等に留めることも認め得る考えます。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
11.	p16	SC 案 WG も先立ってできる調査には限界があるという点については同意する。なお、特にめめそうな案件については、上述の 9 で述べたように、SC 段階での複数案を保持したまま現地調査に進むなどの柔軟な運用ができるとよいのではないか。当然、予算や期間などの制約があるので、必ずしもできるとは限らないと思われるが。（コ）	林 委員	上記 No. 9. 回答ご参照ください。
12.	P20	代替案評価で重要なのはどの項目を選定するのか、その理由は何か、選定される項目の数、評価軸や評価内容、各項目の重みづけなどが納得感のある情報として提供されることである。その際できるだけ客観性があるような資料の出し方が望ましい。最終的には、感度分析などをいれることで、結果の頑強性が担保されればなおよい。なお、助言委員会の役割は、出された代替案に対して環境社会面の観点からの妥当性を判断することであろう。（コ）	林 委員	ご意見参考にいたします。
13.	P 6, 7, 22	定量項目と定性項目の両者が評価項目に混在する場合、その重みづけの根拠や配点基準を十分に説明する必要がある。総合評価にあたり一律の点数化（加重総和法等）を行うと恣意性が排除しきれない懸念もあるが、最終的な意思決定においてはどのような定量化・段階評価（または階層分析等）のプロセスを想定しているのか明確にされたい。（質・コ）	山岡 委員	代替案比較の総合的な評価は、定量的評価・定性的評価ともに、各評価項目の設定根拠や評価指標、重みづけについて、個別案件毎にスコーピング案の中で十分に説明されるべき内容であると認識しております。特に定性評価による総合的な結果については、判断根拠を詳細に説明する必要があると考えます。
14.	P 7, 8, 21, 22	本委員会（助言委員会）の主な役割は「環境社会配慮の観点から容認できる代替案（環境適正案・最適案）の特定および助言」である。一方で、事業主体が選定する「総合最適案」には技術的可能性や経済性・相手国意向も加味されるため、両者が乖離する可能性がある。この二つの最適案の概念整理と、本委員会の助言の目標・スコープ（どこまで関与・助言するのか）をガイドライン運用上明確にしておくことが望ましい。（コ）	山岡 委員	これまでの案件では、「環境社会配慮の観点から容認できる代替案（環境適正案・最適案）」と事業主体が選定する「総合最適案」に差異は出ませんでした。今後、両者が乖離する案があった際は、「総合最適案」が環境社会配慮上全く容認できないかどうか、容認できる場合に特に留意すべき環境社会配慮上の調査項目、緩和策、モニタリング項目等について必要に応じて助言の対象としていただくことが望ましいと考えます。
15.	P 11, 12, 21	相手国政府の政策的要求や強い意向は、事業の「前提条件（不可避な制約）」となり得る場合がある。環境社会配慮の視点からその妥当性を検証・指摘することは可能であるが、これを	山岡 委員	上記 No. 10. 回答ご参照ください。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		事業の「評価対象（比較項目）」とするのか、あるいは「前提条件（スクリーニング基準）」として扱うのかについて、検証手順をあらかじめ原則化（規則化）しておくべきではないか。（質・コ）		
16.	P 11, 12, 21	上記項目 15 に関連して、代替案検討においては「相手国の政策的要求・上位計画との整合性」の検証と、「それ以外の評価項目（環境影響、社会影響、施工性、経済性等）」の分析・比較は相関関係を整理し、分けて評価軸を設定する方が客観的な比較検討を行いやすいと考える。（コ）	山岡 委員	上記 No. 10. 回答ご参照ください。
17.	P 11, 22	路線事業（道路・鉄道等）等における区間分割による比較検証（ムンバイ事例等）は非常に有効である。代替案の比較においては、単に路線長（距離）だけでなく、影響を受ける面積、改変される地形・生態系、土地利用区分などを可能な限り細分化（メッシュ化・区間分割）して定量・定性比較を行うべきである。（コ）	山岡 委員	ご意見参考にいたします。
18.	P 15, 16, 21	スコーピング（SC）段階で得られた最適代替案について、その後の詳細調査で前提条件の変更や新たな重大事実（生態系・地質等）が判明した場合には、速やかに代替案の再検討・見直しを行うべきである。事業スケジュールの遵守も重要だが、インフラ整備は完成後数十年にわたり使用されるため、計画・設計段階で十分な検証時間を確保することは決して無駄ではない。（コ）	山岡 委員	スコーピング段階から環境社会影響に大きな変化・相違がある場合は、必要に応じて助言委員会に報告をさせていただいております。
19.	P 15, 16, 21	スコーピング（SC）段階 WG の時点で得られる現地情報には限界がある旨理解するが、バングラデシュやカンボジアの事例のように現地調査やステークホルダー協議の順序によって手戻りが生じる例が見られる。SC 段階で「推奨案を固定（仮決定）」するのではなく、「複数案を保持したまま協力準備調査（現地調査）に入り検証する」ようなフレキシブルな運用の許容度について見解を伺いたい。（質・コ）	山岡 委員	上記 No. 9. 回答ご参照ください。
20.	P 17, 18, 22	過去案件（マダガスカルやウズベキスタン等）を見ると、評価手法や点数化手法が案件ごとに異なっている。インフラの	山岡	事業の背景や状況が異なり、個別案件毎に判断が必要であるため、スコーピング段階において重みづけの根拠や配点基準をご

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		種別やデータ精度に依存する面はあるものの、評価手法やスコアリングの基準にある程度の標準化・ガイドライン化を図ることで、比較結果の信頼性・透明性が向上すると期待される。（コ）	委員	説明しております。
21.	P 17- 20, 22	上記項目 20 に関連し、階層化意思決定法（AHP・対一比較法）や重みづけを変更する感度分析（ウズベキスタン事例参照）は、推奨案の妥当性・信頼性を説明する上で非常に有効である。また、不確実な変動要素（需要予測や影響範囲）について確率的シミュレーション等を補完的に適用することも検討に値する。（コ）	山岡 委員	コメントありがとうございます。
22.	P 22	上記項目 20 および 21 に関連して、AHP や感度分析などの高度な検討手法の適用基準（どのような案件・段階で求めるか）は、調査の仕様書（TOR）に明記して要求する方針か、あるいはコンサルタントや実施機関の判断・提案に任せる運用とするのか、JICA の方針を伺いたい。（質）	山岡 委員	検討手法については、予め定めることはせず、事業の背景や状況を踏まえてコンサルタントや実施機関の提案を受け、判断したいと考えております。
23.	6	「アンケート結果」の中の一文「ファクトとして提示できるものを定量データとして示すことは必要ですが、客観性が担保されない定量データや定量化はかえって評価の妥当性や信頼性を損なうおそれがあります。」に賛成です。（コ）	清水谷 委員	コメントありがとうございます。
24.	8	「アンケート結果」の中の一文「環境社会配慮助言委員会は、適切な代替案を決定する立場にはなく、提案された代替案が環境、社会配慮という観点から容認できるかどうかを判断し、助言する立場であることを FAQ 等で明確にすることが望ましい」に賛成です。（コ）	清水谷 委員	コメントありがとうございます。
25.	10	運用の見直しの論点 A)「既に事業内容（例：立地、線形等）が相手国において決まっている事業や、相手国に事業内容に対して強い意向がある場合の代替案検討の意義や方法」に関して、アンケート結果の一節のように、「環境社会配慮助言委員会は、適切な代替案を決定する立場にはなく、提案された代替案が環境、社会配慮という観点から容認できるかどうかを判断し、助言する立場である」ことを踏まえると、論点 A	清水谷 委員	ご意見参考にいたします。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		のために、「マスタープランとの整合」の類の評価項目を設定することは、環境社会配慮助言委員会の立場としては、あまり意味を有していない。むしろ、「マスタープランとの整合」の類の評価項目は、意思決定者にとって、有益な項目だと考えます。（コ）		
26.	14	【コメント】加重総和法を用いて総合評価すること自体は、意思決定者にとって、有益であると考えます。一方、環境社会配慮助言委員会の役割が、「提案された代替案が環境、社会配慮という観点から容認できるかどうかを判断し、助言すること」だとすると、環境社会関連評価項目の中で、評価点の低い代替案に着目する必要がある。（コ）	清水谷 委員	ご意見参考にいたします。
27.	14	一般的に、総合評価の結果、評価点の高い案が最適案となるが、環境面における評価項目に関しては、「unknown」悪影響の程度が予測できない場合が存在する。この場合、総合評価はどのように点数化されるのでしょうか？（質）	清水谷 委員	影響が不明な場合は既存情報に基づき保守的に評価します。調査で情報が得られた段階で評価を更新し、スコーピング段階では判明していなかった影響や影響の大きさに変更がある場合は、必要に応じて助言委員会に報告しております。
28.	16	JICA 側の基本方針である「SC 案 WG の開催趣旨が協力準備調査の方針策定であることを踏まえると、SC 案 WG に先立って実施できる調査には限度がある。」に賛成します。また、JICA における対応状況説明文「調査の過程で SC 案 WG 時から大きく代替案検討実施に際しての前提が変更したり、重大な事実が判明した際は、助言委員会に報告の上、必要に応じて追加 WG 等を実施している。」にも賛成である。よって、当職としては、現状の JICA 方針と現状の運用実態に満足です。（コ）	清水谷 委員	コメントありがとうございます。
29.	21	運用方針 1 について、異論ございません。（コ）	清水谷 委員	コメントありがとうございます。
30.	22	運用方針 2「運用見直しの論点 C」に述べられた内容に関しては異論はございません。一方、最終的に総合評価でどの案を推奨するかに関して、論点では明示されていません。本格的調査によって、それまで、影響度が「unknown」であったとこ	清水谷 委員	上記 No. 27. 回答ご参照ください。 また、代替案比較の評価項目・指標の検討において、環境社会配慮上容認できない影響については、採点不可とするなど、影響の内容や規模に応じて評点や重みづけを設定し、スコーピン

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		ろがあるていど、影響度を推測できるものが大半と考えられるが、一部では、そのリスクの大きさについて判断できないことも発生している。例えばリニア新幹線の静岡工区で、地下水の環境が変化して、トンネルの前後で湧き上がる水が、元々の水系にもどらないことが懸念されている。 よって、総合評価において、例え総合評価点が高い案であっても、環境や社会への影響において、一つでも最低評価があれば、最適案にすべきではないと考えます。Unknownに関しても、自動的に過小評価すべきではなく、最大の影響があるものとして評価することが望まれる。（コ）		グ案においてご説明しております。
31.	3～5	プロジェクト評価の一環として費用便益分析（費用効果分析）が従来から実施されている。ガイドラインでも環境社会関連の費用・便益あるいは経済評価に言及している箇所が見受けられるが、代替案検討や事業案の経済分析における環境社会関連費用・便益の位置づけや反映方法が具体性に欠ける。（コ）	長谷川 委員	ご意見参考にいたします。
32.	5	「プロジェクトを実施しない案」に「ゼロオプション」を含めること」とある。両者は同一と理解していたが、「プロジェクトを実施しない案」には「ゼロオプション」以外の解釈もあるのか。（質）	長谷川 委員	日本の環境影響評価法の技術方針等において、ゼロオプションは、「事業目的が達成可能で環境影響評価法の対象事業種の事業を実施しない案」を指しており、国際的に認知されているゼロオプション（プロジェクトを実施しない案）とは異なるため、2022 ガイドライン改正時にその点を整理したものです。
33.	6	「回避困難な他の要因」とは、具体的にはどのような状況を想定しているのか。（質）	長谷川 委員	相手国の政策・計画、法令、プロジェクトの方針等を含むものと理解しております。
34.	6	行き過ぎた定量評価への批判として「米国 NEPA の代替案検討でも総合評価は定性評価にしていることが一般的と認識しています」とある。代替案検討に関わる NEPA 規定があれば原文を見たい。（コ）	長谷川 委員	こちらご参照ください。 40 CFR § 1502.14 - Alternatives including the proposed action. Electronic Code of Federal Regulations (e-CFR) US Law LII / Legal Information Institute
35.	7,8	スコーピング段階と調査が進んだ段階では利用できる情報・データが質量とも異なるため、スコーピング段階では複数案を保持したまま現地調査に臨み、必要な情報を収集した後に推奨案を決定する方が望ましいという意見がある。一方 JICA	長谷川 委員	後者であると認識しております。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		ガイドライン(p.5)によれば、スコーピングでは検討すべき代替案を決定することとされている。この場合の「検討すべき代替案を決定」とは、「複数案」の決定なのか、あるいはもう一步進めた「推奨案」の決定ととらえるべきなのか。かりに前者であるとすれば、スコーピング段階での代替案検討は推奨案そのものの検証ではなく、事業立地点・ルート、適用技術・工法、組織・制度等に関わる代替案の対象範囲、評価項目・手法といった方法論に力点を置くべきではないか。（質・コ）		
36.	8	「環境社会配慮助言委員会は、環境、社会影響という観点からの助言を行う立場にあり、（中略）適切な代替案を決定する立場にはなく」との見解は、従来委員会が行ってきた総合評価手法・結果への助言活動と整合してないようにも思われる。代替案検討の総合評価における委員会の役割・立場を再確認し、必要に応じガイドラインないし FAQ に記載してはどうか。（コ）	長谷川 委員	ご意見参考にいたします。
37.	10	スコーピング段階において選定された推奨案のみをほぼ対象としてその後の環境社会配慮調査が進んでしまうのが現状であるとすれば、環境社会配慮調査を通じた代替案検討・結論の確認や検証は追認になりやすく、DF/R 段階での代替案に関わる委員会助言はあまり意味がないと思われる。（コ）	長谷川 委員	上記 No. 9. 回答ご参照ください。
38.	17 & 18	一対比較法での重みづけや階層化意思決定法(AHP)を用いての総合評価は代替案検討結果の合理性・客観性を大いに高めたと考える。他にも重みづけのための「直接評価法」や多基準での総合評価手法である「包絡分析(DEA)」等も存在する。これら導入しうる手法それぞれの長短所を整理し、実務上のコスパ・タイパや難易度に応じた活用方針を示すことが望まれる。（コ）	長谷川 委員	ご意見参考にいたします。
39.	20	重みづけや配点の他に評価項目そのものを変化させる感度分析や、異なる評価手法別の推奨案比較も有用と考える。（コ）	長谷川 委員	ご意見参考にいたします。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
40.	21	利用可能な情報や調査には一定の制約があるため、「スコーピング案 WG の段階では、既存情報を活用しながら代替案検討を行い、（中略）協力準備調査ではスコーピング案 WG にて選定された推奨案について検証を進める」との代替案検討の運用方針であり、協力準備調査では推奨案を対象に本格的 EIA が実施されると理解する。その場合、選定されなかった代替案については情報制約下での評価にとどまる一方、推奨案については十分な情報に基づく再評価となる。環境社会配慮上の情報量の点で公平な代替案比較になりづらいと懸念する。 （コ）	長谷川 委員	上記 No. 9. 回答ご参照ください。
41.	3～5、 22	一つの評価項目について代替案間の優劣を決めるのは定量的であれ定性的であれ容易と思われる。一方、複数項目をまとめ代替案ごとの総合評価をする場合、定性的評価はもちろん測定単位が不統一な定量表現は主観的でありまいさが払拭できない。現時点で最も客観的な重みづけを用いた総合評価手法としては、貨幣単位による費用便益分析が挙げられる。すなわち代替案検討での定量・定性に関わる課題は、費用便益分析の抱える内部経済・外部経済効果への対応問題と重なりと考えられる。（コ）	長谷川 委員	スコーピング段階では環境社会配慮にかかる各項目について、費用便益分析を行えるだけの十分な情報がそろっていない場合があるため、個別案件毎に判断させていただければと存じます。
42.	p.8	代替案検討における環境社会配慮助言委員会の役割は、あくまで環境・社会影響という観点から助言を行うことであると考えます。環境・社会影響という観点から実施を容認できない代替案を特定するとともに、環境・社会影響を可能な限り回避し、これが可能でない場合に最小化、軽減、緩和するような代替案を検討していくことが環境社会配慮ガイドライン上、求められているのではないのでしょうか。（コ）	源氏田 委員	ご意見参考にいたします。
43.	p.17	マダガスカル国アンタナナリボ都市圏道路網整備事業 SC 案の検討においては、実施機関の中の計画・実施部局だけでなく、環境社会配慮、プロジェクト評価・モニタリング及び土地収用を担当する職員も含めて、アンケートを実施し、評価項目の重みづけを行ったことは評価できると考えます。さら	源氏田 委員	ご意見参考にいたします。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		に実施機関以外の環境担当省庁、地方自治体等も含めてアンケートを実施できれば、より包括的・客観的な評価につながるのではないかと思います。（コ）		
44.	p.21 A)	既に相手国政府による計画等が決まっている場合においても、相手国政府の意向は尊重しつつ、助言委員会としては、環境社会面での影響を適切に検討する必要があります。助言委員会の代替案検討結果が相手国の既存計画や意向と乖離した場合、JICA は検討結果を踏まえ、計画の変更や追加的緩和措置等、取り得る対応について相手国と協議を行う とする JICA 案は適切と考えます。（コ）	源氏田 委員	コメントありがとうございます。
45.	p.21 B)	スコーピング段階における代替案検討については、推奨案は必ずしも一つに絞らなくても良いのではないかと考えます。スコーピング段階では入手できる情報も限られているため、複数案を保持したまま、現地調査を行い、その結果を踏まえて、最終案を選定する形でも良いのではないのでしょうか。（コ）	源氏田 委員	上記 No. 9. 回答ご参照ください。
46.	p.22 C)	代替案検討の手法として、多基準分析、加重総和法、一対比較法、条件変更による感度分析等様々な手法が用いられていますが、どのような場合にどの手法を使うのかという判断基準はあるのでしょうか。また、手法の選択は、コンサルタント会社または実施機関に任せられているのでしょうか、あるいは、JICA が業務委託する際に契約条項（仕様書等）として指定されているのでしょうか。（質）	源氏田 委員	検討手法については、予め定めることはせず、事業の背景や状況を踏まえてコンサルタントや実施機関の提案を受け、個別案件毎に判断させていただければと存じます。
47.	p.22 C)	代替案の比較評価に当たって、できる限り定量的な評価に努める という方針は適切と考えます。一方で、生態系や景観など定量化の難しい項目について、定性的な評価を行う場合でも、恣意的な判断とならないよう、できるだけ客観的な評価を行うことが望ましいと考えます。（コ）	源氏田 委員	ご意見参考にいたします。
48.	6 頁 22 頁	代替案については、できるだけ定量的な評価に努める一方、定量評価できないものもある。非自発的な住民移転の場合地域独自のコミュニティ、文化的伝統的な価値観の崩壊、精神的・身体的ストレスと健康リスク、文化的・宗教的施設・共有	重田 委員	別紙 3(影響を及ぼしやすい地域や特徴)に含まれる場合は FAQ の 5 条件を検討しております。また、代替案検討ではありませんが、意味ある協議や FPIC を通じて考慮しております。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		地の破壊などがある。この場合定性的評価が望ましいが、従来の RAP や比較評価表でどこまで対応可能なのか。（コ）		
49.	6 頁 22 頁	代替案について、定量評価しきれない定性的評価の要素である生計回復原則として、移転前の生活水準や収入をどこまで回復・改善できるのか、移転後の所得予測調査が必要ではないのか。（質・コ）	重田 委員	生計回復支援の内容については調査において詳細を検討させていただいております。
50.	6 頁 22 頁	環境影響評価の場合物理的・構造的定量評価があるが、生態系希少性や景観など定性的評価の方が望ましい場合もある。定量的評価と定性的評価の組み合わせが必要である。その場合定性的評価はどこまで重視されるのか。（コ）	重田 委員	事業の背景や状況が異なるため、個別案件毎に判断させていただき、スコーピング案において評価項目・指標、重みづけ、評価理由等についてご説明させていただいております。
51.	10 頁 14 頁 21 頁	相手国において決まっている事業や相手国に事業内容に対して強い意向がある場合、インドのメトロ事業、ウズベキスタン事業の事例の通り、加重総和法を適用し、評点と重み付けの根拠を明示し、恣意性をなるべく排除し客観性を保ち代替案の妥当性を検証することは重要で、賛成である。結果的に、代替案の検討結果が相手国の計画や意向と乖離する時 JICA が相手国と協議しどこまで計画の変更や追加的緩和策等を提示し、協議できるのか、相手国の強い意向がある時変更や緩和策はどこまで可能なのか。（コ）	重田 委員	運用見直しの論点 A) の運用方針の通り、計画の変更や追加的緩和措置等、取り得る対応について相手国と協議を行います。
52.	19 頁 20 頁	代替案検討における重みづけ、実施機関を含め、多様なステークホルダーが存在することから、ウズベキスタンの事例の通り、「経済環境」「自然環境」「社会環境」を加味して重みを平準化し・客観性、公平性を担保することが重要である。一方、代替案検討において、経済・自然・社会の重みを平準化することは、客観性・公平性を担保する正当な方法とは言えないという意見もある。客観的・公平な評価の枠組みとして、感度分析やステークホルダー協議等意思決定プロセスの透明性の確保については現地政府や JICA はどのように考えるのか。（質・コ）	重田 委員	事業の背景や状況を踏まえて個別案件毎に重みづけの根拠や配点基準を判断しつつ、必要に応じて客観性や妥当性を示すための手段として感度分析やステークホルダー協議を適用致します。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
53.	8 頁	環境社会配慮助言委員会は、ガイドライン 5 頁、11 頁の通り、適切な代替案を決定する立場になく、提案された代替案が環境、社会配慮という観点から容認できるかどうかを判断し、助言する立場を明確にすることが望ましい。主体はあくまでも現地政府であり、資金供与を行う JICA にある。本委員会は提示された代替案が環境社会配慮の観点から容認できるかどうかを科学的・客観的に助言する機関であることを再確認することが重要である。しかし、本委員会がもし代替案について環境社会配慮の立場から容認できないという判断を下した場合 JICA はどのような対応を取る可能性があるのか。（質・コ）	重田 委員	助言委員会が環境社会配慮の立場から容認できない場合はその判断が助言の対象となります。JICA は助言を踏まえて相手国と協議を行います。助言が必ずしも須らく反映されない可能性がある点はご了承いただければと存じます。
54.	5 頁	代替案の検討に際し、「プロジェクトを実施しない案」は JICA の GL と WB、ADB ESS はどのような具体的な違いがあるのか。JICA ではそのようなケースは過去の事例にあったのか？その場合当プロジェクトに環境社会配慮の観点からどのような不備があったのか。（質・コ）	重田 委員	「プロジェクトを実施しない案」については、JICA と各ドナー間で定義に違いはございません。
55.	10 頁 15 頁 21 頁	スコーピング段階の代替案の検討において、カンボジア事業の通り、スコーピングワーキンググループの開催趣旨が協力準備調査前の段階であることも踏まえても、同ワーキンググループに先立って実施できる調査には限度がありうるとある。スコーピング段階では、配点方法や評価理由を明確にし、既存情報を活用して代替案の検討を行い、助言委員会の助言を得て複数案を含めた奨励案を選定し、柔軟に協力準備調査を行うことが望ましい。（コ）	重田 委員	上記 No. 9. 回答ご参照ください。
56.	p.9	コンサルタントの側が、助言委員会が何らかの決定機関であるとの印象を受けているようであれば、その点は問題があるかもしれません。コンサルタントに対して、助言委員会 WG の開催前に、助言委員会の位置づけについて丁寧な説明が必要かと思われます。 また、改めて委員の中でも助言委員会の役割について認識合	奥村 委員	ご意見参考にいたします。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		わせをする必要があるかもしれません。（コ）		
57.	p.5	【論点 A)】 代替案の検討において、「事業目的が達成可能で環境影響評価法の対象事業種の事業を実施しない案（ゼロオプション）」は採用しないということが結論になったということでしょうか。（質）	奥村 委員	2022 年ガイドライン改正時において、ゼロオプションは採用しないという結論になりました。
58.	p.10 p.21	【論点 A)】 既に事業内容（例：立地、線形等）が相手国において決まっている事業や、相手国に事業内容に対して強い意向がある場合は、ゼロオプションとの比較を認め、無理に別の代替案を作って検討しなくても良いのではないのでしょうか。仮に、実施しない案の方が評価が優れている場合には他の代替案を検討するという形でよいと思います。 上記の内容は、p.3 のガイドラインの記述にも合致するのではないかと思います。 むしろ、そういう事業については、そもそも JICA として支援すべきかどうか、支援する場合の影響の回避、最小化、軽減、緩和に議論の焦点を絞った方がよいと思います。（コ）	奥村 委員	上記 No. 10. 回答ご参照ください。
59.	p.10 p.21	【論点 B)】 スコーピング段階で代替案検討の十分なデータが取得できないのであれば、スコーピング段階では最終的な優先順位を決めずに、調査を進める中で、より適切な代替案の検討を実施するための情報収集を行い、情報収集後に最終的に最適な案を決める方法も良いと思われます。 ただし、それはスコーピング後に十分な調査期間と人月が設定されていることが前提となります。各案件の特記仕様書を作成する際に、スコーピング段階で代替案が決定できそうかどうか、スコーピング段階で決定が難しいのであれば、スコ	奥村 委員	上記 No. 9. 回答ご参照ください。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		ーピング後に関連情報収集を行って、予算的にもスケジュール的にも十分実施可能かどうかを確認した方が良いかと思います。（コ）		
60.	p.10 p.21 p.22	【論点 B)C)】 課題部に対して、特記仕様書作成時の環境社会配慮に係る内容の記載内容について、内部研修などは実施しているのでしょうか。 なお、コンサルタント向けに実施している環境社会配慮ガイドライン研修は、非常に内容が良いものだという評判を受講者から聞いています。（質）	奥村 委員	JICA 内部において事業部担当者向けに環境社会配慮ガイドラインにかかる研修は随時行っている他、特記仕様書の環境社会配慮に係る内容は、公示前に審査部においても確認をしております。
61.	p.10 p.21 p.22	【論点 B)C)】 JICA の公示の際に、意見招請を求めることが多くなっていますが、意見招請をする際に、現在の仕様書案で十分な代替案検討ができるかどうかについても意見招請をするのはいかがでしょうか。 意見招請の際、特に意見が欲しいポイントを明記せずに意見招請をすることも多いと思われます。明確に環境社会配慮の活動について意見が欲しいと明記して、意見招請を実施するのが良いかと思います。（コ）	奥村 委員	ご意見参考にいたします。
62.	p.9 p.22	【論点 C)】 環境社会配慮ガイドラインの p.22 に「(2) このような検討は、環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も加えた形で、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られなければならない。」とあります。したがって、助言委員会の委員としては、できる限り定量的な評価をしてください、と指摘するのは当然だと思われます。 また、ガイドラインの文言及び思想を踏まえると、まずは定量的な分析ができるかどうかを検討し、最初から安易に定性的な評価で進めるのは避けるべきかと思います。	奥村 委員	ご意見参考にいたします。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		データがない場合には定性的な評価になると思いますが、定性的な評価でも容認できるかどうかは、その定性的な評価が第三者から見て納得できるものかどうかによると思います。 （コ）		
63.	p.9 p.22	【論点 C）】 p.9 は定量・定性の議論と加重総和法による総合点算出の議論が混在していますが、総合点算出の話は定量・定性の評価とはまた別の話になるかなと思います。P.22 も同様で、個々の評価項目ごとの定量・定性評価の話と、定性情報を評価して点数付けして、重みづけして総合点を算出する話を混同して扱ってしまっています。 個々の項目の定量・定性評価と、評価点の合計による総合評価の話は切り分けて議論すべきだと思料します。 第三者から見て妥当かどうかを評価するのに容易な方法が、定性的な内容であっても何らかの形で評点化することです。例えば、オリンピックのフィギュアスケートやフリースタイルスキーの採点はどうなっていますでしょうか。フィギュアスケートの採点が、採点項目が分かれていなくて、総合コメント欄だけ書いてあって、その横並び比較で評価していた場合、第三者はどのように感じますでしょうか。第三者にとっては加重総和法による総合点算出の方がわかりやすいので、第三者である委員としては加重総和法による総合点で示して欲しいと助言する傾向が出るのは当然かと思います。定性的な評価だけで説得力を持たせられるのであればよいですが、逆に技術的には非常に難しいのではないのでしょうか。 コンサルタントにとって総合点の算出が難しいということであれば、例えば、定性的な内容を点数付けして重みづけし、総合点を算出している好事例を Q&A 等で事例紹介するのが良いかと思います。（コ）	奥村 委員	アンケート結果の記載が混同を招くような表記となっております。ご意見参考にいたします。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
64.	p.10 p.22	【論点 C）】 案件によって適切な評価軸も重みづけも異なるのではないのでしょうか。また、ある程度情報を集めてみないと、どのように設定するのが妥当なのかの判断も難しいと思われます。 これについては、担当するコンサルタントの能力強化を図るしかないかなと思っています。JICA の環境社会配慮ガイドライン研修を受講したものないしは環境学博士を取得したものなどが環境社会配慮を担当するメンバーとなっていた場合、明確に加点をするといったような仕組みを導入するのも一案かと思われます。 また、ECFA などと連携し、代替案の設定に係る勉強会などを開催するのも良いかと思います。好事例を共有したり、助言委員会の WG で問題となったケースなどについて共有するのが効果的かと思われます。（コ）	奥村 委員	ご意見参考にいたします。
65.	p.10 p.22	【論点 C）】 もし、代替案検討の評価軸として採用すべきものについて、ある程度の指針があった方がコンサルタントとして業務を進めやすいのであれば、環境チェックリストのように、セクター別に基本とする評価軸案をまとめても良いかと思われます。 検討には時間を要すると思われるので、上のような勉強会の議論を踏まえて決定するのが良いかと思料します。（コ）	奥村 委員	上記 No. 20. 回答ご参照ください。
66.	全般 P8	環境社会配慮助言委員会の役割に関し、現在の FAQ では以下のようになっています。「環境社会配慮助言委員会は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に対する助言を行う委員会であり、…(中略)。カテゴリ A 案件及びカテゴリ B 案件のうち必要な案件について、協力準備調査においては環境社会配慮面の助言を行い、環境レビュー段階及びモニタリング段階では報告を受け、必要に応じて助言を行います。(以後省略)」 下線部分を以下のように修正・追記することにより、その役	鈴木 (克) 委員	ご意見参考にいたします。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		割を明確化すると良いと思います。 「協力準備調査においては、代替案の検討に際して環境社会配慮面から必要な助言を行うとともに、環境社会配慮に関して必要な調査項目・内容について助言を行います。」（コ）		
67.	P4	代替案に関し、「必要となる制度整備・研修・モニタリング」の観点からの検討・分析が行われることになっていますが、これまで代替案の評価に関する検討項目にどのように反映されていたのでしょうか？（質）	鈴木 （克） 委員	モニタリングについては維持管理の観点から代替案の評価項目に含まれた案件がありますが、個別案件毎に評価項目を定めているため、須らく代替案比較の対象に含まれているものではありません。他方、実施機関の環境社会管理能力や実施段階での事業機関での研修、モニタリングは JICA GL に沿いつつ必要に応じて、環境社会管理計画やモニタリング計画等の対象になっています。
68.	P5	「開発に伴うさまざまな環境費用と社会費用を開発費用に内部化する際には、環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努める。」とありますが、環境・社会関連の費用・便益に関しては、代替案の検討段階ではほとんど行われていないように思います。例えば使用できなくなった農地や果樹園の経済損失や、大気汚染による早期死亡率を基にした生涯収入の損失等を計算することは可能です。十分なデータがない段階でそのような定量的な評価を行うことが適切かどうかについては議論があると思いますが、JICA は代替案の検討段階において環境社会関連の費用・便益をどこまで考慮すべきと考えているのでしょうか？（質）	鈴木 （克） 委員	スコーピング段階においては詳細な費用・便益を検証するための情報がそろっていないため、精緻で具体的な費用・便益の数値を代替案比較に含めることは難しい状況ですが、調査において必要な情報・データを収集し、DFR に記載することとしております。スコーピング段階から環境社会影響に大きな変化・相違がある場合は、必要に応じて助言委員会に報告をさせていただいております。
69.	P5	「日本の環境影響評価法における「事業目的が達成可能で環境影響評価法の対象事業種の事業を実施しない案（ゼロオプション）」は採用しない。」とした理由を教えてください。（質）	鈴木 （克） 委員	2022 ガイドライン改正に関する諮問委員会において、「事業目的が達成可能で環境影響評価法の対象事業種の事業を実施しない案（ゼロオプション）」が日本の環境影響評価法からの概念であり、国際認知度が低いこと、相手国等からの理解を得ることが難しいことから採用しないとの結論となりました。
70.	P6、 P9、 P22 等	代替案の検討に際しては、想定される影響の程度を踏まえ、まず定性的な重みづけを行い、さらに客観的データ、定量化された情報等により必要な修正を行うことが適切ではないかと思ひます。環境・社会影響に関しては定量化できない項目	鈴木 （克） 委員	ご意見参考にいたします。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		もありますが、例えば大規模な強制移転が行われたり、貴重な保護区への深刻な影響が懸念される場合等については、大きな重みづけを行う必要があることは定性的にも判断できると思います。必ずしも数値化するだけがアカウンタプルであるとは思えません。 なお、公害・環境影響、自然環境・生物多様性への影響、社会影響はそれぞれ独立の項目とすることが適切と考えます。 （コ）		
71.	P7、 P21 等	スコーピング段階における推奨案の決定については、私の理解では、JICA の強い意向が働いているためと理解しています。その場合、推奨案が必ずしも唯一の決定ではなく、その時点で最も望ましいと考えられる案であること、その後の調査次第で他の代替案が採択される可能性があることを明確に示すことが重要と考えます。（コ）	鈴木 （克） 委員	上記 No. 9. 回答ご参照ください。
72.	P21	相手国の意向について、それが変更不可のものであれば、前提条件とすべきであり、相手国の意向を踏まえたうえで可能な代替案を検討することが適切と考えます。その案がもし環境社会配慮上許容できないのであれば、ガイドラインの 2.8 に示されるように、JICA は事業を実施しないとの判断をすることになります。もし相手国の意向が、変更の余地があるものであれば、他の代替案を含めた検討を行うことが適切と考えます。（コ）	鈴木 （克） 委員	上記 No. 10. 回答ご参照ください。
73.	P22	全体の計画を適切な区間で分割し、各区間で代替案検討を行うことについては、協力準備調査段階でどこまでできるかやや疑問があります。道路、鉄道等の長物に関しては、大まかな alignment の検討はできると考えますが、フライオーバーが良いか、地下化が良いかのような検討は、詳細設計の段階で行われる必要があると考えます。（コ）	鈴木 （克） 委員	スコーピング段階で構造についても含めるかどうかは、個別案件毎の事情や背景を踏まえて検討させていただければと存じます。
74.	4	プロジェクトの立地の範囲として、例えばマスタープランに基づくフィージビリティ調査などは代替地として全国が対象となるが、特定の道路改修などは路線の位置の配置程度しか	鋤柄 委員	マスタープラン段階では、対象となるセクターや規模（国・州・都市等）等により個別案件毎に状況が異なるため、代替地について一律で全国対象と判断することはできないかと思われます

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		ないと思います。立地の代替については、プロジェクトごとに大きな幅の違いがあるという前提と考えてよいでしょうか。（質）		が、プロジェクト毎に大きな幅の違いがあることについては、ご理解の通りかと存じます。
75.	5	「日本の環境影響評価法における「事業目的が達成可能で環境影響評価法の 対象事業種の事業を実施しない案（ゼロオプション）」は採用しない」とは、今回の検討ではどのような意味でしょうか。（質）	鋤柄 委員	こちらは過去の運用見直しやガイドライン改正時の議論において、代替案検討に関する論点をご紹介したもので、今回の運用見直しの検討においては特段対象とはしておりません。
76.	4,5	ゼロオプションの検討において、各代替案と比較することなく、便益がないなどとして済まされていることが多いと思います。「プロジェクトを実施しない案」も各項目ごとに評価し、代替案の一つとして比較検討を行うこととするべきではないでしょうか。（コ）	鋤柄 委員	「事業を実施しない案」を複数の代替案と横並びで代替案比較を行うことを必須とはしておりませんが各項目毎に事業を実施する場合と比較・評価を行った上で、代替案検討を行っております。
77.	12,14, 21	論点 A に関するポイントで、「相手国側の意向も間接的・客観的に評価項目に反映することができた」という記述は、形式的な後付けと誤解されかねません。相手側意向が積極的に明白な場合は、それと反する条件でのプロジェクト実施は現実的ではないため、それを所与の条件とするなどの実質の検討を十分行うべきで、形式的に「公平な」代替案比較の外見を追求するべきではないと思います。（コ）	鋤柄 委員	上記 No. 10. 回答ご参照ください。
78.	12,21	上に関連して、相手国側の意向を反映した案の比較では、予想されるインパクトを幅広く取り上げ、計画の調整や緩和策の実施についての検討を十分に行うべきだと思います。（コ）	鋤柄 委員	ご意見参考にいたします。
79.	21	論点 B に関し、スコーピング段階での情報量に限界があることを考慮すれば、この時点での推奨案を 1 つに絞ることなく、調査を通じ複数の代替案を比較検討する前提で情報収集・整理を行い、十分な情報をもって最良の案を選定する手法が優れていると思います。（コ）	鋤柄 委員	上記 No. 9. 回答ご参照ください。
80.	22	評価にあたっての項目の設定・評価の指標とその測度の選択については、事業ごとに異なることがあります。これらの設定・選択にあたっての根拠、情報の限界を、客観的に明らかにすることが重要だと思います。（コ）	鋤柄 委員	ご意見参考にいたします。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
81.	22	紹介された案件で示されたように優れた手法を用い、代替案検討を進めた例が多々あります。これらを詳しく紹介し、目指すべき事例として示すことも効果的な対応だと思います。（コ）	鋤柄 委員	ご意見参考にいたします。
82.	22	代替案検討における評価項目は大きく、上位計画等との関係（便益の多寡など）、工事のしやすさ（経費、施工方法、資材ロジなど）、自然環境への影響、社会環境への影響、その他の5側面があると思います。後半の3項目は、スコーピングマトリクスに従い、予想される影響の度合いを点数化（あるいは程度を定性的に評価）すれば、プロジェクトによるバラツキは小さくなると思いますが、代替案検討に活用されてはいかがでしょうか。（コ）	鋤柄 委員	スコーピング段階のスコーピングマトリクスでは、影響の有無（調査の必要性）のみを判断しているため、点数化が難しい状況です。ですので、事業の背景や状況に応じて、個別案件毎に評価項目や重みづけを判断させていただければと存じます。
83.	22	すべてを定量的に評価することは難しいため一部の項目について定性的な評価を行う際には、利用した指標、比較の尺度、その根拠を明らかにする必要があります。また、負の影響の不可逆性（住民移転、森林破壊など）を十分に考慮する必要があります。それら（総合的な評価を含めて）を明示するように改善する手立てはありますか。（質・コ）	鋤柄 委員	代替案比較の総合的な評価は、定量的評価も定性的評価も最終的に評価指標や重みづけを付して数値化、採点されるものになります。各評価項目の設定根拠や評価指標、重みづけについてはスコーピング案の中で十分に説明されるべき内容であると認識しております。
84.	P.6	代替案検討において評価項目を定量評価すべきものと、そうではないものに仕分けして、それを適用すると、評価項目が「仕分け」に従って示されるにとどまってしまい、データ収集上の制約を含む案件ごとの特殊性が検討に十分に反映されなくないませんか。また、調査者が自発的に行う、定量化や定性データによる補完的説明という、案件の実態把握にポジティブな取組が減りませんか。（質）	阿部 委員	上記 No. 83. 回答ご参照ください。
85.	P.6、 P.9、 P. 10 C	環境社会関連の費用・便益をできるだけ定量的に評価することに賛成です。例えば、住民移転の対象に、女性など社会的弱者が含まれていて、社会的弱者への影響を代替案間で比較する際に、二次データでは性別統計がない場合には、一次データの性別統計を収集して定量化する取り組みが考えられます。	阿部 委員	ご指摘の点につきましては、スコーピング段階において予め把握しておくことは難しいため、協力準備調査にて対応させていただいております。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		しかし、量的には評価が難しい影響については、定性的データにより評価すべきです。例えば、住民移転の影響は、移転対象となる住民の生計手段も含む属性により異なるため、移転対象の世帯数を用いての代替案間の比較では、住民の属性による影響の違いの実態を十分に把握していない場合もあり得ます。したがって定性的データによる補完が必要と考えます。 また、障がい者や女性、エスニック・マイノリティなどがネガティブな影響を複合的に受けることがあり、これには定量化が難しい側面があります。 定性的データにより評価する場合には、データが信頼性を確保するに十分な手法と実施、分析方法を用いて収集したものであることが示されるとよいと考えます。（コ）		
86.	P.10 A	相手国に実施内容に対する強い意向がある場合は、代替案検討の参考になるように意向とその背景をできる限り明確に報告書の代替案検討の本文部分に記述した方がよいと考えます。意向が、代替案検討の評価項目や、それぞれの採点基準、評価項目間の重みづけなど検討の手法、あるいは検討への参加者（組織）選定など検討の枠組みにも反映されている場合は、その理由と反映内容をできる限り明確に、報告書の代替案検討の本文部分に記述した方がよいと考えます。（コ）	阿部 委員	ご意見参考にいたします。
87.	P.10 C	代替案検討に、実施機関の事業担当部局のみならず、環境社会配慮及びモニタリング担当部局も参加することは、環境社会面への配慮がさらに包括的、具体的になり、参加型にもなる可能性があります。よいと考えます。その際には、部局間の既存の力関係に左右されない評価手法や実施方法を選択することが重要です。（コ）	阿部 委員	ご意見参考にいたします。
88.	P7	論点 B) 「スコーピング段階では複数案を保持したまま現地調査に臨み、必要な情報を収集した後に推奨案を決定する方が、調査の効率化やコストの適正化につながる可能性があります。」に	鎌田 委員	上記 No. 9. 回答ご参照ください。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		同意です。スコーピング段階の情報で１つに絞るのが困難な場合は、複数の推奨案を維持するのがよいと思います。ただし、調査コストの問題もあると思いますので、推奨案を１つにしぼれなかった要因となった項目のみでも複数個所で調査するなどの工夫が必要かと思います。（コ）		
89.	P21	論点 A) 代替案検討結果が相手国の既存計画や意向と乖離した場合の「計画の変更や追加的緩和措置等」に同意しますが、特に計画の変更場合、相当な時間と労力がかかるかと思いますが、現実的でしょうか。このようなケースは過去にあったでしょうか。 この場合、追加的緩和措置の検討が現実的であり、相手国に強い意向があった際の代替案検討においては、始めからこの部分に労力をかけるのも一つのオプションかと思います。（質・コ）	鎌田 委員	上記 No. 10. 回答ご参照ください。
90.	P21	論点 A) 相手国に強い意向があった際の代替案検討の必要性、どれだけ労力をかけるかを検討してみたいかと思いますが、客観的な判断のために、必要かとは思いますが、上記に書いた通り、乖離があっても計画を変更するのは容易でないので評価に労力をかけるよりも、「計画を実施しない場合との比較」やシンプルな評価を行うというオプションも検討の余地があると思います。その上で、緩和措置の検討に重点を置くことが重要かと思います。（コ）	鎌田 委員	上記 No. 10. 回答ご参照ください。
91.	P22	論点 C) 定性評価を加えた場合の最終的な評価の仕方のイメージはありますか（定性的な情報を考慮して、定量評価の結果のスコアに加点・減点／定性情報が深刻な場合、代替案ごと却下する等）。 客観的な評価結果とするためには定性評価に何等かのスコア化を行うこともあり得ると思いますが、現状の代替検討でも	鎌田 委員	上記 No. 83. 回答ご参照ください。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		定性的な情報をスコア化しているような例もあると思いますので、明確な違いがあるのか確認したいです。（質）		
92.	P8	「環境社会配慮助言委員会は、環境、社会影響という観点からの助言を行う立場にあり、環境、社会影響という観点から実施を容認できない代替案の特定や、環境、社会影響という観点からの代替案の優劣について助言することが求められている」という役割を FAQ 等で明確にすることに賛成です。（コ）	鎌田 委員	ご意見参考にいたします。
93.	P5	『代替案検討に際し、「プロジェクトを実施しない案」に「ゼロオプション」を含めること』については前回改定時の目立った変更点ということで書かれているのでしょうか。今回の見直しにおいて、考慮する必要があるようでしたら、詳細に説明いただけますと幸いです。（質）	鎌田 委員	上記 No. 75. 回答ご参照ください。
94.	8	指摘のとおり、環境社会配慮助言委員会は適切な代替案を決定する立場にはありません。しかし、環境・社会影響の妥当性評価は、場合によっては代替案そのものの成立性や選択肢の幅に直接影響を及ぼすことがあります。そのため、環境社会面から見て容認できない代替案がある場合や、環境社会面の観点から代替案の改善可能性がある場合には、助言委員会が代替案そのものに言及することは十分にあり得ると考えます。（コ）	石田 委員	ご意見参考にいたします。
95.	14	「実施機関より・・・当該事項について検証することができた」との記述は、事業形成段階における透明性と説明可能性を高めるうえで重要な成果だと考えます。そのプロセスが適切に機能するためには、当該事項を巡る相手国機関との継続的な対話が不可欠であったのではないかと考えられます。とくに、立地やルート等が相手国の政策により既に決定されている場合、代替案検討は単に比較表を作成して評価する作業にとどまらず、相手国側の政策判断の根拠や制約条件を共有し、そのうえで環境社会面の改善可能性を協働的に探るプロセスとして位置づけられることが望ましいと考えます。	石田 委員	ご意見参考にいたします。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
		今後も、代替案検討を「技術的比較」だけでなく、相手国との協働的な意思形成の場として位置づけることが環境社会配慮の実効性を高めるうえで重要ではないかと考えます。（質・コ）		
96.	7、 16、 21、	スコーピング段階では、利用可能な情報の質・量・範囲に一定の制約があり、十分なデータが得られないことが多いと考えられます。そのため、この段階の環境社会配慮では、唯一の推奨案に早期に収斂させるのではなく、複数の代替案が検討対象として残り得る構えを維持することが望ましいのではないのでしょうか。スコーピング段階では複数案を保持したまま現地調査に臨み、必要な情報を収集した後に推奨案を決定する方が、調査の効率化やコストの適正化につながる可能性は考えられませんか。（質）	石田 委員	上記 No. 9. 回答ご参照ください。
97.	22	代替案検討では、事業ごとに適切な分析手法を選択することが重要であるとの指摘に加え、どの手法を用いた場合でも、比較結果として示される総合判定については、その判定に至った理由を併せて記載していただくことが必要と考えます。総合判定の妥当性を確認するうえで、判断根拠が明示されていることは不可欠であると考えます。（コ）	石田 委員	ご意見参考にいたします。
98.	22	多基準分析や加重総和法を用いる際、地域への裨益を道路延長で示す、自然環境への影響を樹木伐採数で示すなど、代理指標が用いられることが多いように思われます。一方で、希少種への影響など、より具体的で質的な評価項目は、調査段階が進んでも評価に十分反映されない場合があるように見受けられます。（コ）	石田 委員	調査においてより具体的な情報を収集し、スコーピング段階での評価の妥当性について必要に応じて検証させていただいております。スコーピング段階から環境社会影響に大きな変化・相違がある場合は、必要に応じて助言委員会に報告をさせていただければと存じます。
99.	21	最初の段落「㊦」。回避から緩和までが、環境社会配慮上の手段に関して優先度と重みの区別がなされることなく順に並べられて記述されています。環境社会配慮ガイドラインではそういった手段に明確に優先度と区別がなされていますので、そちらに準拠した表現でお願いしたいところです。（コ）	石田 委員	ご指摘を踏まえて修正させていただきます。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回 答
100.	14、 21	正しく理解したいので教えてほしいのですが、21 ページの 2 番目の段落の内容は 3 番目の段落の内容に含まれるのではないのでしょうか。あえて、同意向も予め理解しておくことが望ましい、という文案が残るのでしょうか。（質）	石田 委員	2 番目は相手国等の意向をそのまま評価項目として設定することはできないということをお示ししており、3 番目は相手国の意向や背景を評価項目に含める際は客観性を維持できる評価指標や重みづけの設定が重要であるという点をお示ししています。
101.	22	「総合評価の重みづけは定量的な評価にこだわるよりも定性評価を採用することも考え得る」、賛成です。（コ）	石田 委員	ご意見参考にいたします。
102.		既にご書いておられるように、鉄道や道路など延長の長い事業では、適切な区間に分割したうえで区間ごとに代替案比較を行うことが有効であると考えます。さらに、この方法を単なる選択肢として示すだけでなく、義務付けあるいは明確な推奨として位置づけることも検討していただくのがよいのではないのでしょうか。（質・コ）	石田 委員	区間分割の妥当性については個別案件毎に判断が必要であるため、義務付けではなく、今回の運用方針として提案させていただきました。